

家計の資産形成等を巡る状況と課題

平成30年1月26日(金)
金融庁総務企画局市場課長 小森 卓郎

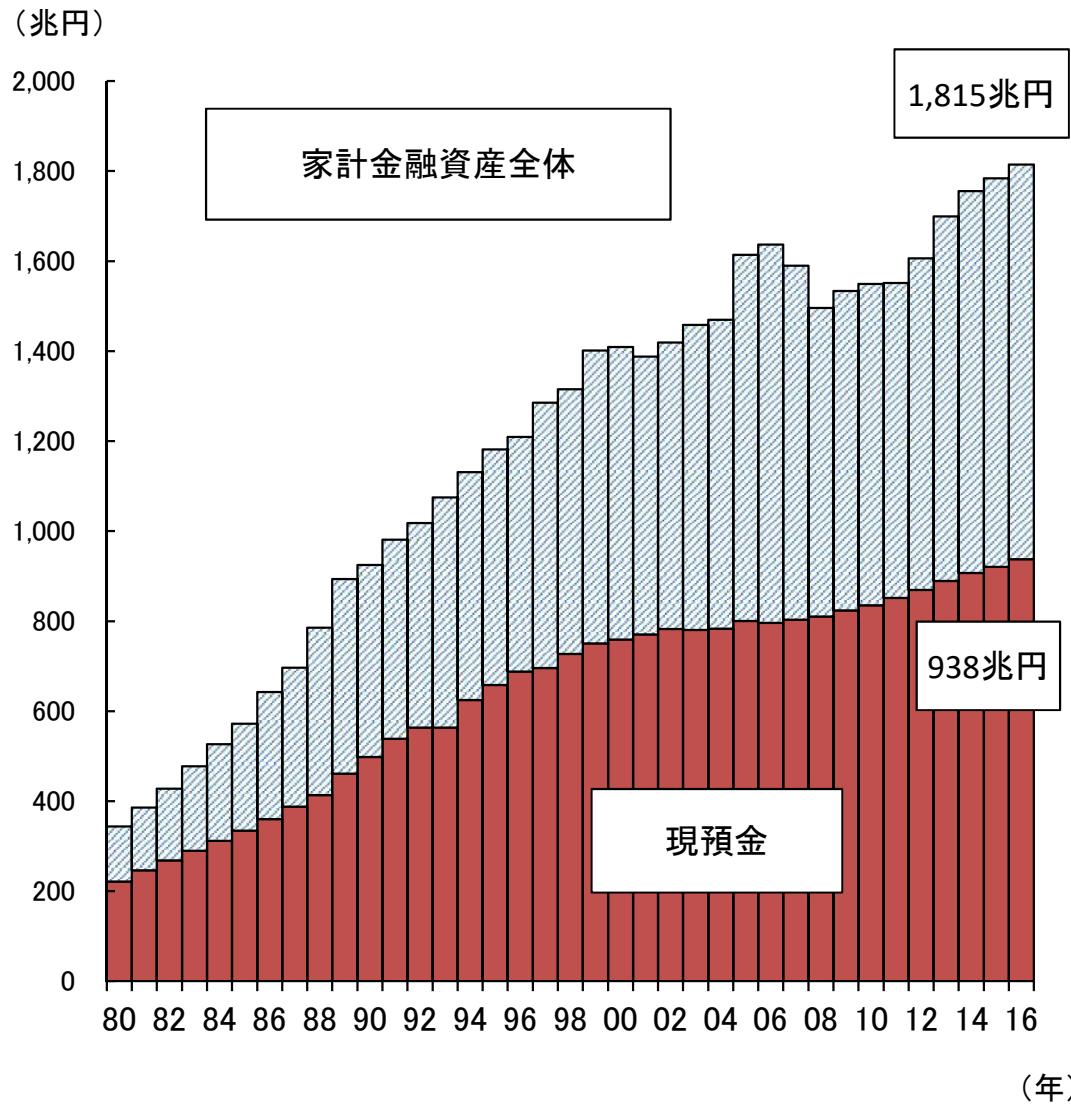
—目次—

I 家計の安定的な資産形成……………	1
II 検査・監督の見直し、金融庁の組織の見直し等……………	25

I 家計の安定的な資産形成

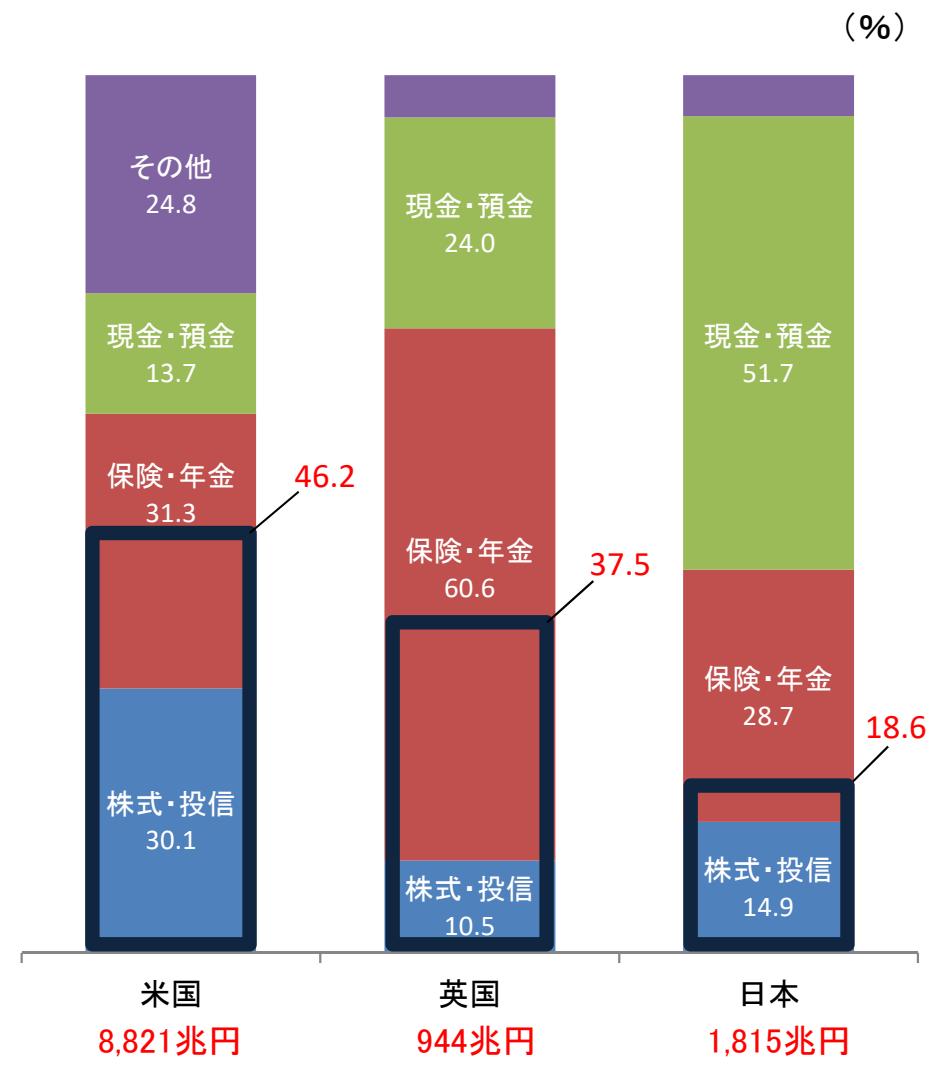
家計金融資産の推移・構成比

我が国の家計金融資産推移



(資料)日本銀行より、金融庁作成

各国の家計金融資産 構成比(2016年末)



■の部分は間接保有を含む株式・投信投資割合

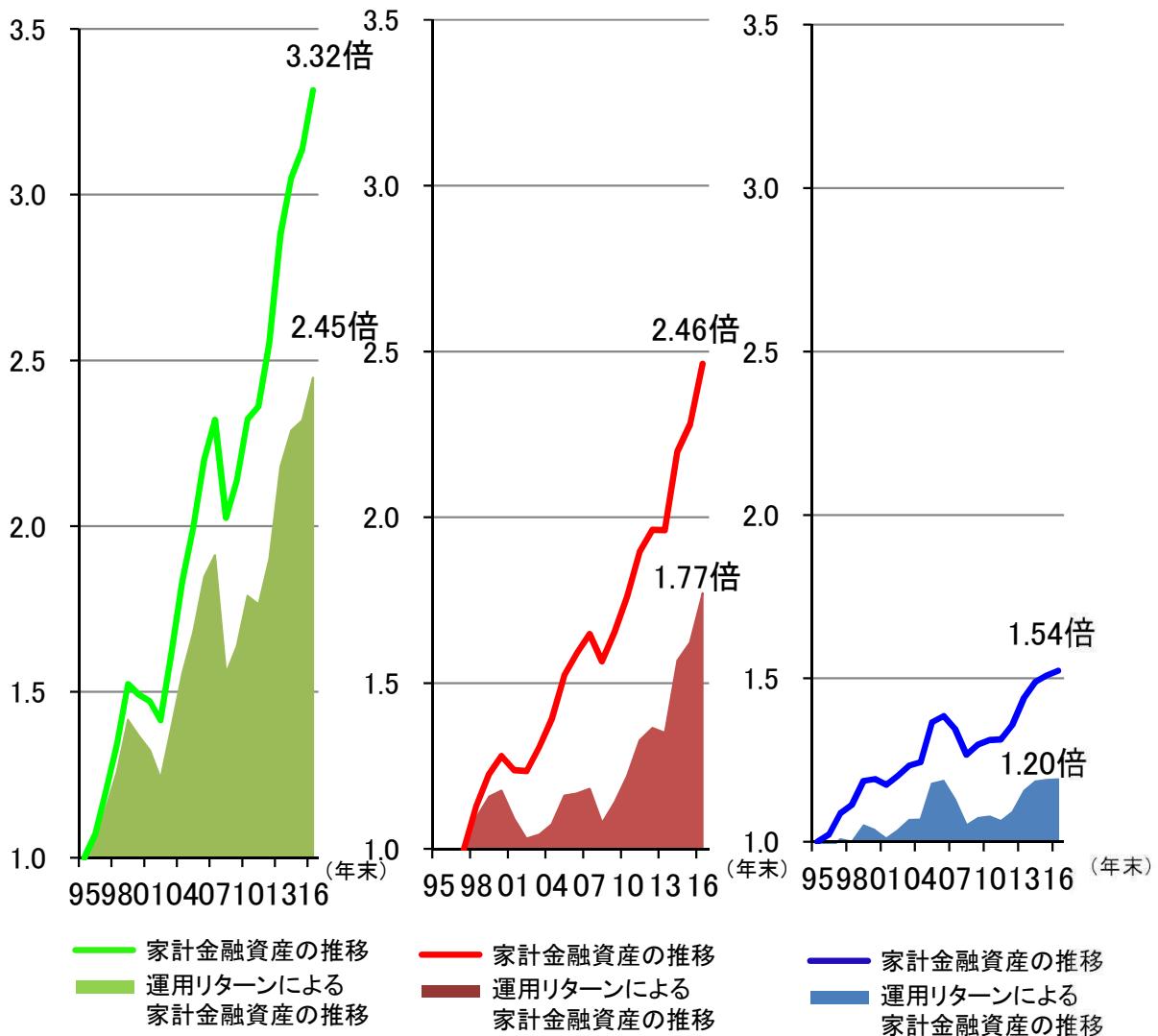
(注)16年12月末の為替レートにて換算(1ドル=116.9円、1ポンド=144.2円)。

(資料) FRB、BOE、日本銀行より、金融庁作成

各国の家計金融資産の推移

各国の家計金融資産の推移

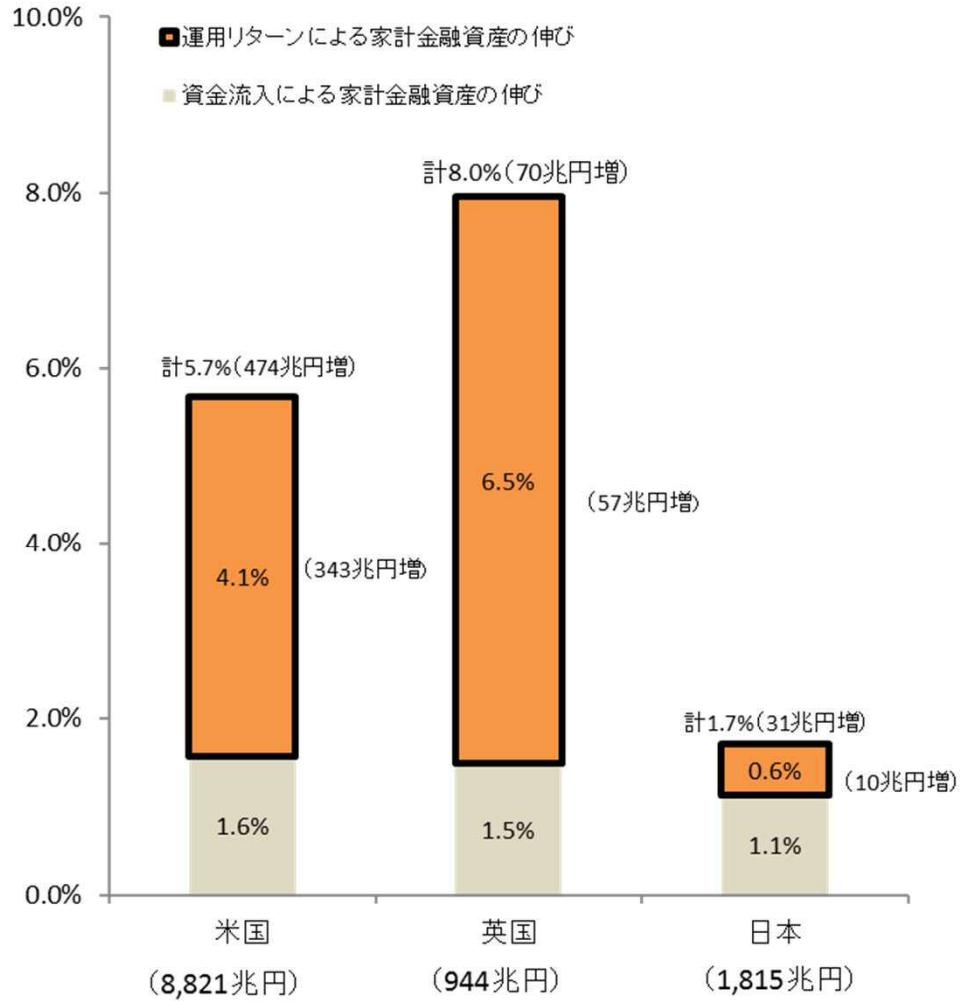
【米国】



【英国】

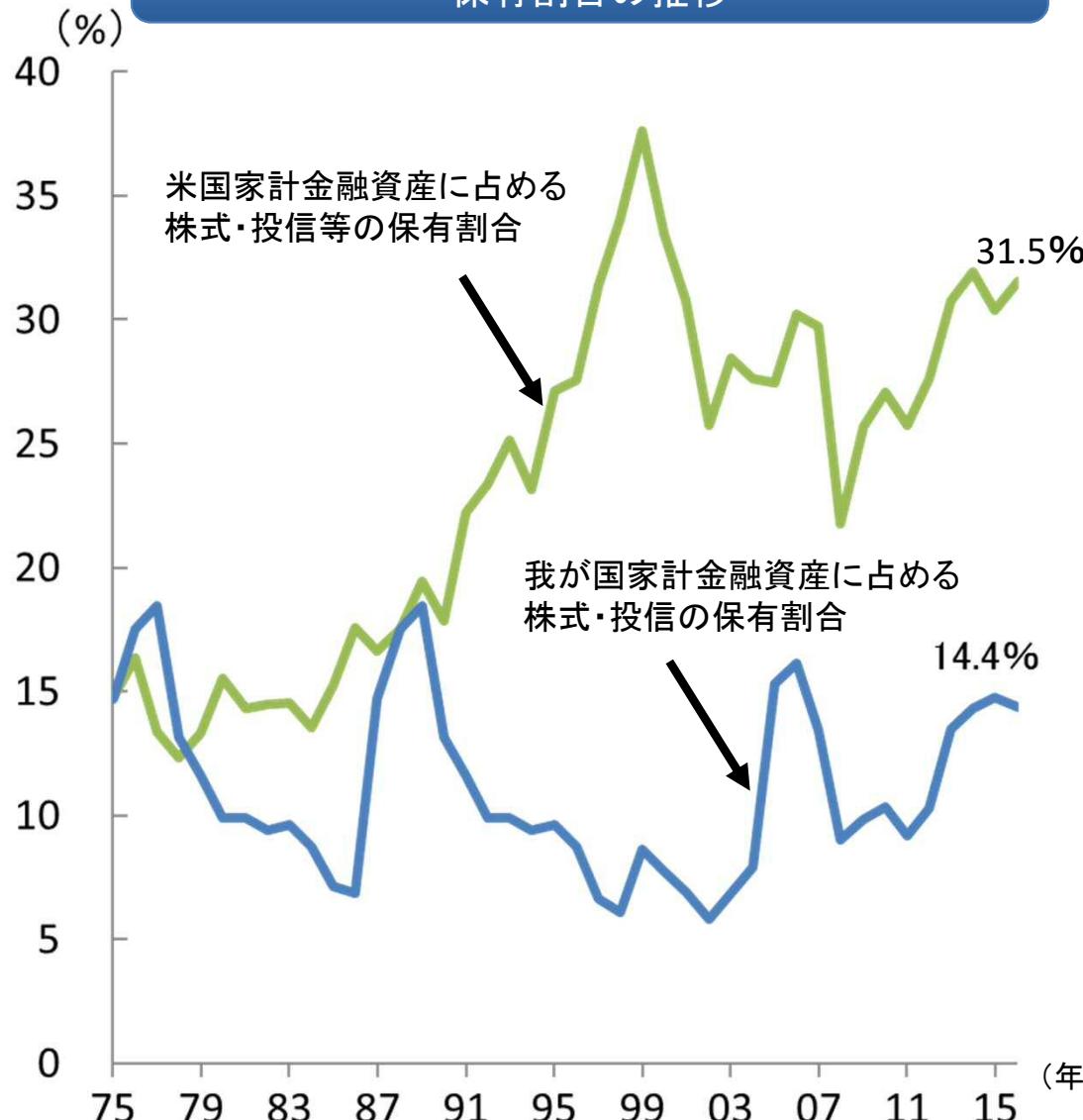
【日本】

2016年中の家計金融資産の伸びとその要因分解



日米の家計金融資産の状況

日米における家計金融資産に占める株式・投信等の保有割合の推移



(資料)FRB、日本銀行より、金融庁作成

家計金融資産の日米比較

	日本	米国
残高	2016年(A)	1,815兆円
	1995年(B)	1,182兆円
	増加率(A/B)	1.54倍
運用リターンによる残高の増加率(1995年比)	2.45倍	1.20倍
現預金の割合	51.7%	13.7%
株・投資信託の割合(うち年金・保険等を通じた間接保有分)	18.6% (3.7%)	46.2% (16.1%)
家計所得のうちの勤労所得と財産所得の比(2015年)	8:1	3:1

(注1)特に記載のない部分につき、数値は2016年末時点。

(注2)右の為替レートを使用(1995年末 1ドル=102.9円、2016年末 1ドル=116.9円)。

(注3)米国の残高増加率は、ドル建の数値で算出。

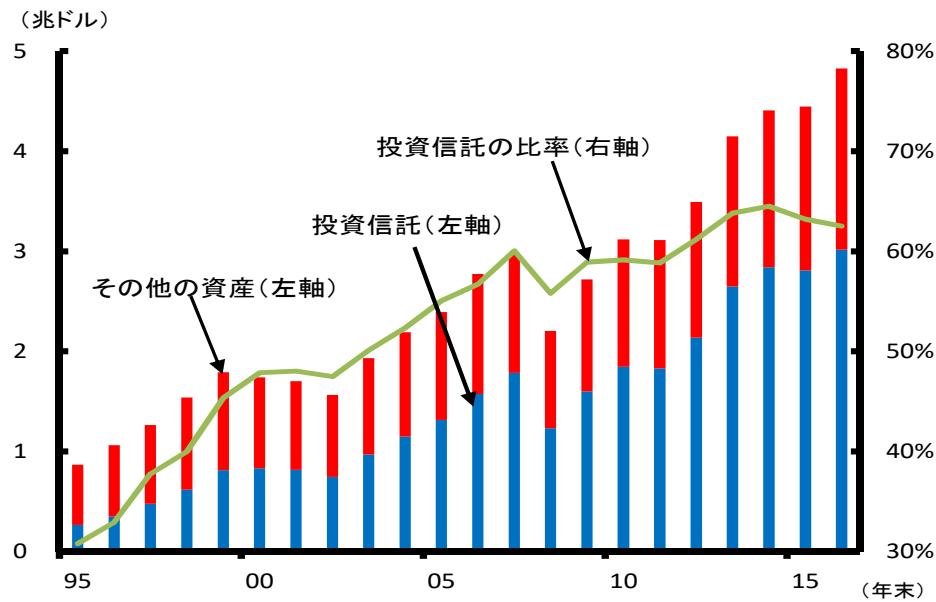
(注4)勤労所得は賃金・俸給(個人事業主が受け取る報酬は含まない)。

財産所得は金融資産による所得(利子・配当・その他の投資所得) + 不動産
賃貸料(金融資産や不動産の譲渡益・含み益は含まない)。

(資料)日本銀行、FRB、Bureau of Economic Analysis、内閣府より、金融庁作成。

日米の確定拠出年金(DC)の状況

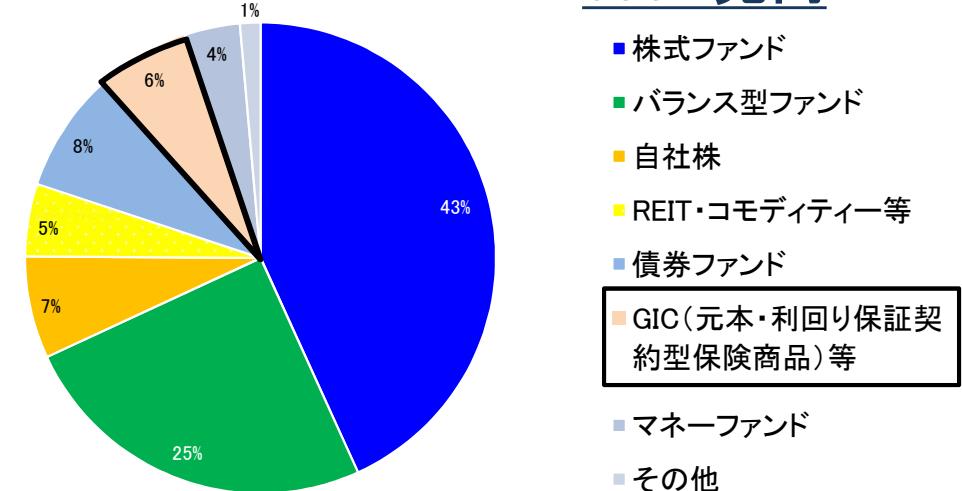
401(k)における残高及び投資信託の割合の推移



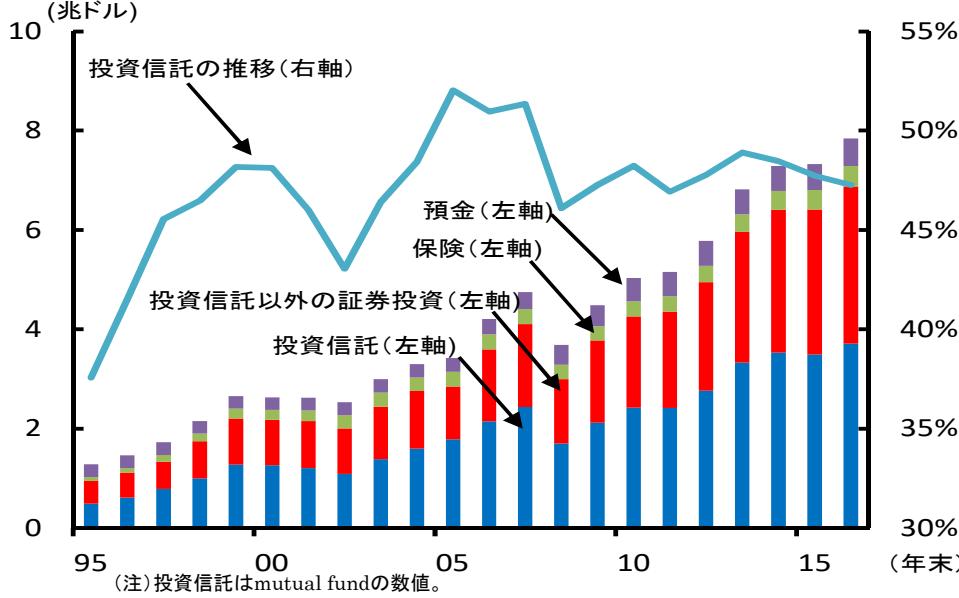
我が国の企業型DCと米国401(k)の資産配分の比較

米国(401(k)プラン)の資産配分

536.1兆円

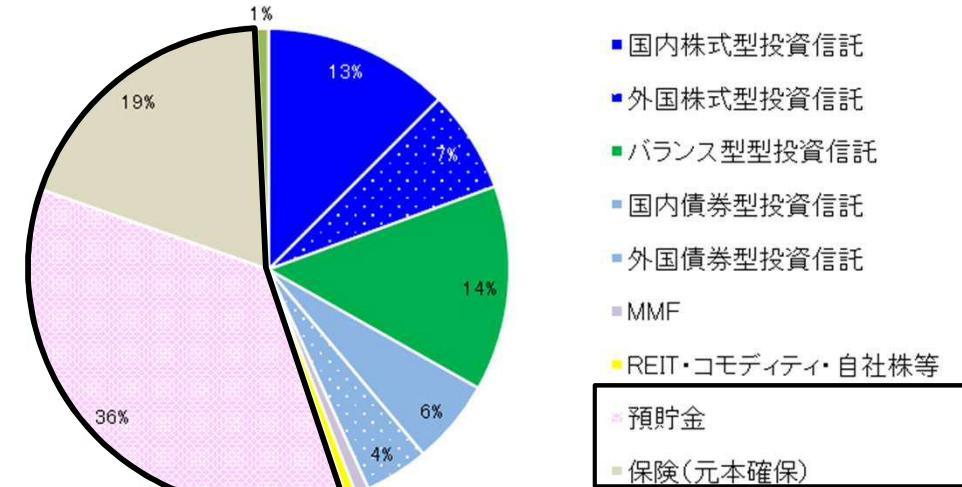


IRAにおける残高及び投資信託の割合の推移



日本(企業型DC)の資産配分

9.6兆円



(注1)_____は元本確保型商品。

(注2)日本の資産配分の割合及び運用資産額は2016年3月末の数値。

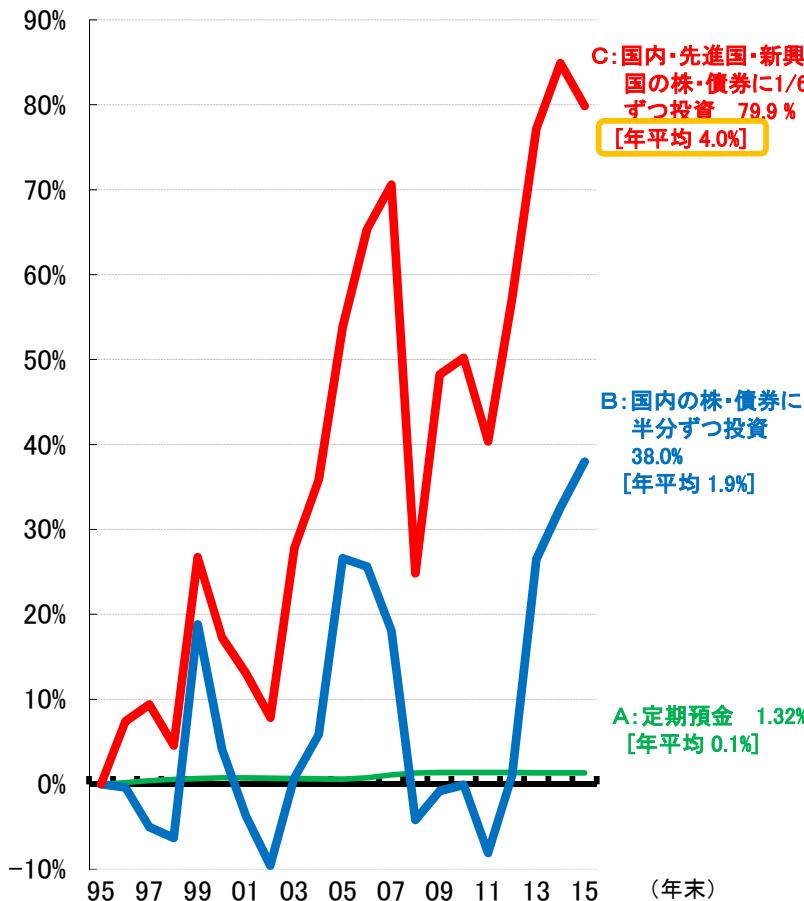
(注3)米国の資産配分の割合は2014年末の数値、

運用資産額は2015年末の数値(1ドル=120.6円にて換算)。

(資料)ICI/EBRI database、運営管理機関連絡協議会等より、金融庁作成。

長期・積立・分散投資の効果

長期・積立・分散投資の効果(実績)

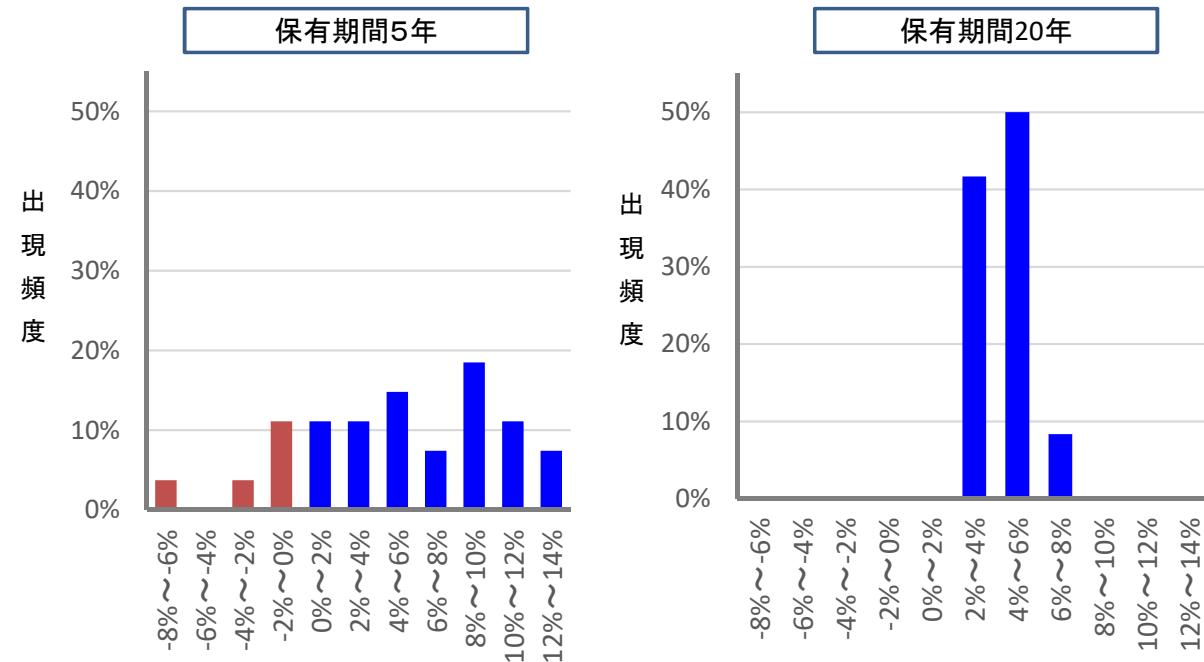


(注) 各計数は、毎年同額を投資した場合の各年末時点での累積リターン。
株式は、各国の代表的な株価指数を基に、市場規模等に応じ各国のウェイトをかけたもの。債券は、各国の国債を基に、市場規模等に応じ各国のウェイトをかけたもの。

(資料) Bloomberg

国内外の株式・債券に積立・分散投資した場合の収益率(実績)

20年の長期保有では、投資収益率2~8%(年率)に収斂。



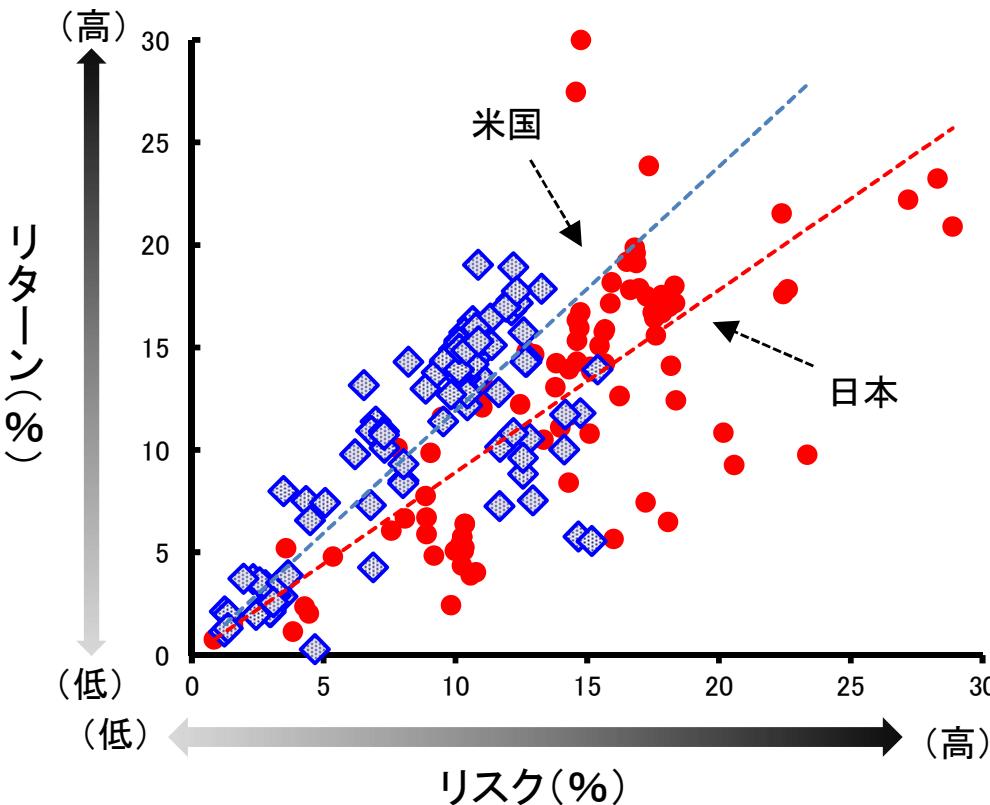
100万円が5年後に
↓
72万円～173万円

100万円が20年後に
↓
185万円～321万円

(注) 1985年以降の各年に、毎月同額ずつ国内外の株式・債券の買付けを行ったもの。各年の買付け後、保有期間が経過した時点での時価をもとに運用結果及び年率を算出している。

投資信託のリターンの分析

日米の投資信託の純資産総額上位100銘柄
(設定後5年超)のリスク・リターン分布



(注1)日米とも、2017年5月末の純資産総額上位100銘柄(設定後5年超)。

(注2)日本は、ETF、DC専用、ラップ・SMA専用を除く公募株式投資信託。

米国は、ETF、DC専用、MMFを除く公募投資信託。

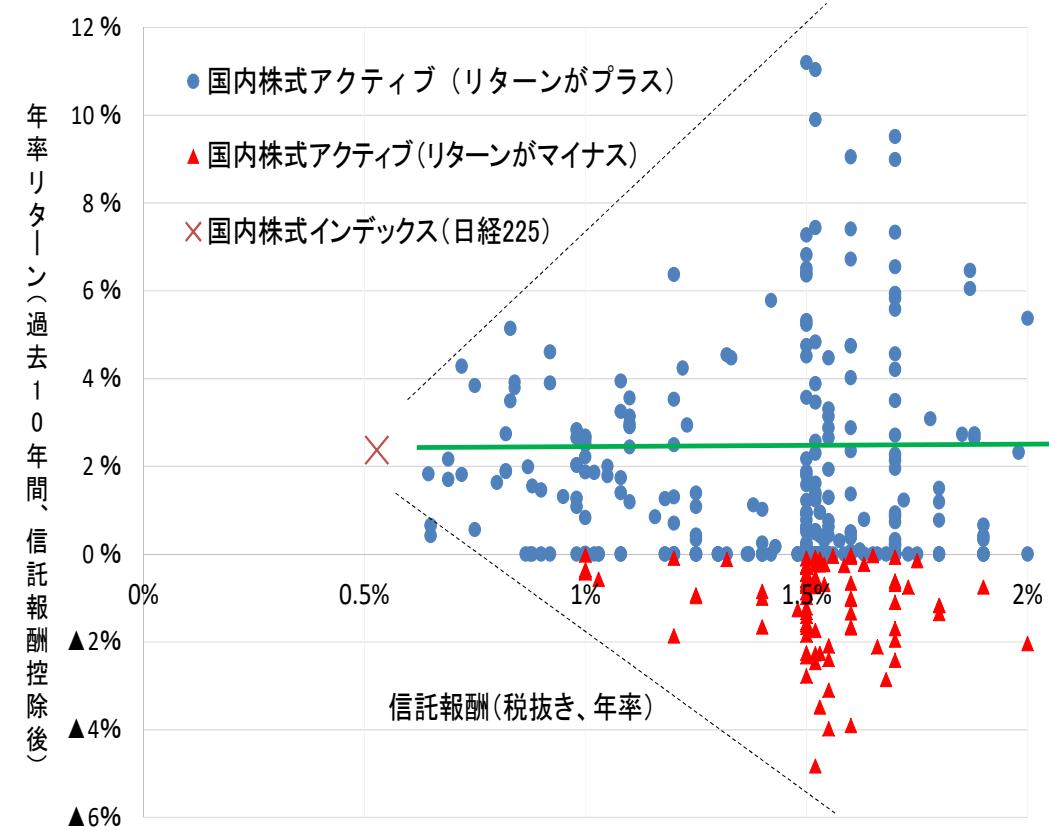
(注3)リスクは、5年間の月次リターンの標準偏差(年率換算)。

リターンは、5年間のトータルリターン(年率換算)。

(注4)図の点線は近似曲線。

(資料)Bloombergより、金融庁作成。

国内株式アクティブ運用投資信託の信託報酬とリターン



(注1)10年以上存続している国内株式へ投資する
アクティブ運用投資信託(DC専用を除く281本)について調査。

(注2)信託報酬には、ファンドオブファンズの場合、投資先ファンドの信託報酬を含む。

(注3)緑線は、国内株式インデックス(日経225)の年率リターンを示す。

(資料)QUICK、Bloomberg(2016年11月末時点)より、金融庁作成。

日米の規模の大きい株式投信比較

- 日米における株式を投資対象とする公募投資信託(公社債投資信託等を除く)の純資産額上位10本について、つみたてNISAの基準を当てはめた結果、
 - ・日本 の投信上位10本は、つみたてNISAの対象となるものはない
 - ・一方で、米国 の投信上位10本については、うち8本がつみたてNISAの対象となる

【日本】

順位	2016年3月末時点	分類	分配頻度 (非毎月分配)	販売手数料	信託報酬	資金流出入基準 (アクティブ型のみ)	つみたてNISA対象
1	国内外株式①	アクティブ型	×	3.78%	1.66%	×	×
2	海外株式① (アジア)	アクティブ型	×	3.24%	1.60%	○	×
3	国内外株式②	アクティブ型	×	3.78%	1.76%	×	×
4	海外株式② (新興国)	アクティブ型	×	3.24%	1.84%	○	×
5	国内外株式③	アクティブ型	×	3.24%	0.95%	×	×
6	国内株式①	アクティブ型	○	3.24%	1.53%	×	×
7	国内外株式④ (テーマ型)	アクティブ型	○	3.24%	2.20%	×	×
8	国内外株式⑤ (テーマ型)	アクティブ型	○	3.78%	1.76%	○	×
9	国内外株式⑥ (高配当)	アクティブ型	×	4.32%	1.90%	○	×
10	国内株式②	アクティブ型	×	3.24%	1.65%	×	×

(資料)QUICK、野村総合研究所より、金融庁作成

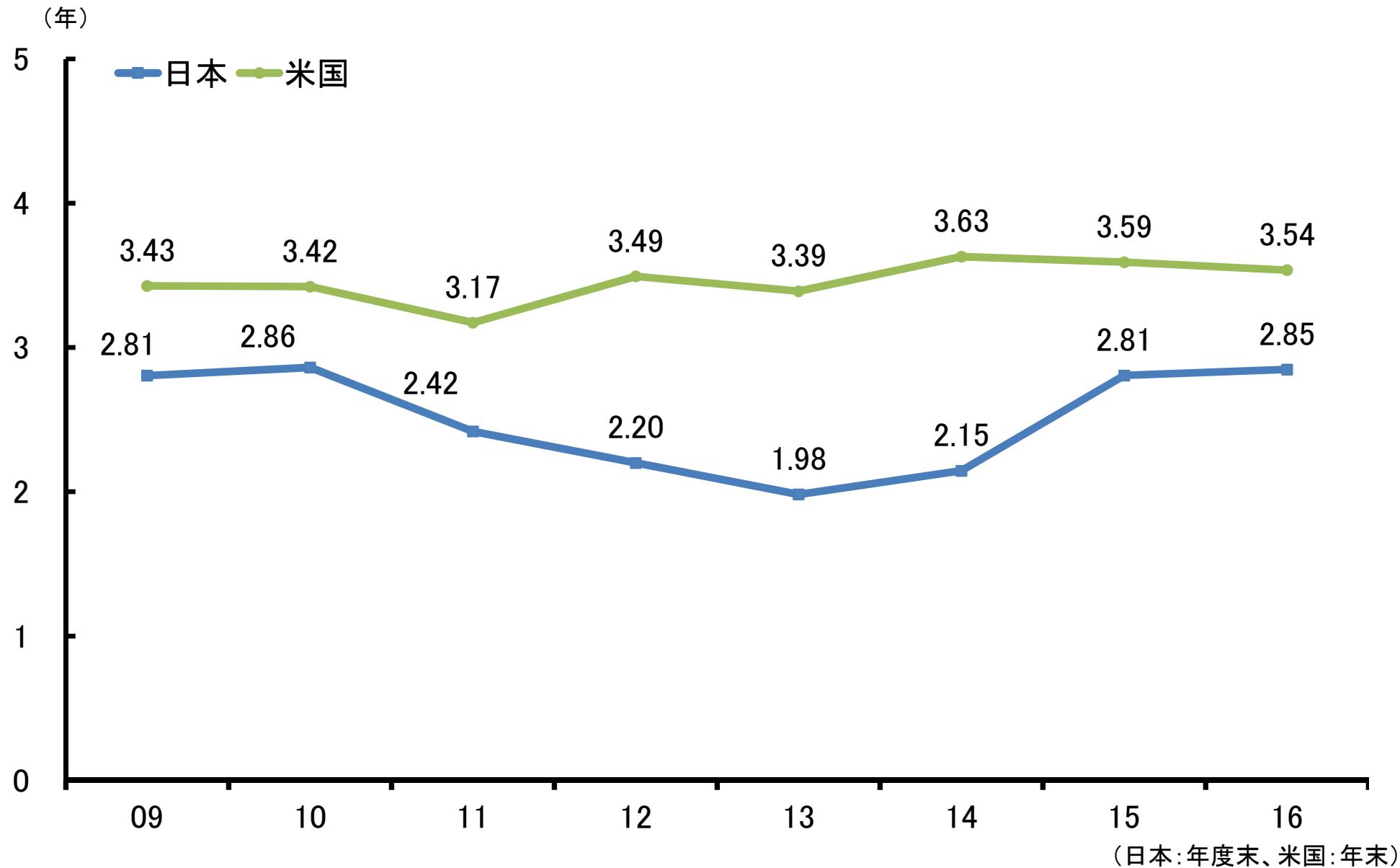
【米国】

順位	2016年3月末時点	分類	分配頻度 (非毎月分配)	販売手数料	信託報酬	資金流出入基準 (アクティブ型のみ)	つみたてNISA対象
1	米国株式①	インデックス型	○	—	0.15%	—	◎
2	米国株式②	インデックス型	○	—	0.04%	—	◎
3	国内外株式①	インデックス型	○	—	0.18%	—	◎
4	米国株式③	インデックス型	○	—	0.14%	—	◎
5	米国株式④	アクティブ型	○	—	1.46%	○	×
6	海外株式	アクティブ型	○	—	1.62%	○	×
7	米国株式⑤	アクティブ型	○	—	0.68%	○	◎
8	国内外株式②	アクティブ型	○	—	1.40%	○	◎
9	国内外株式③	アクティブ型	○	—	1.36%	○	◎
10	米国株⑥	インデックス型	○	—	0.10%	—	◎

(注)販売手数料は、ノーロード又はクラスC(購入後1年以内に売却しなければゼロ)のものを記載。信託報酬は、その場合に適用されるものを記載。

(資料)モーニングスター、Bloombergより、金融庁作成

日米の投資信託の平均保有期間の推移

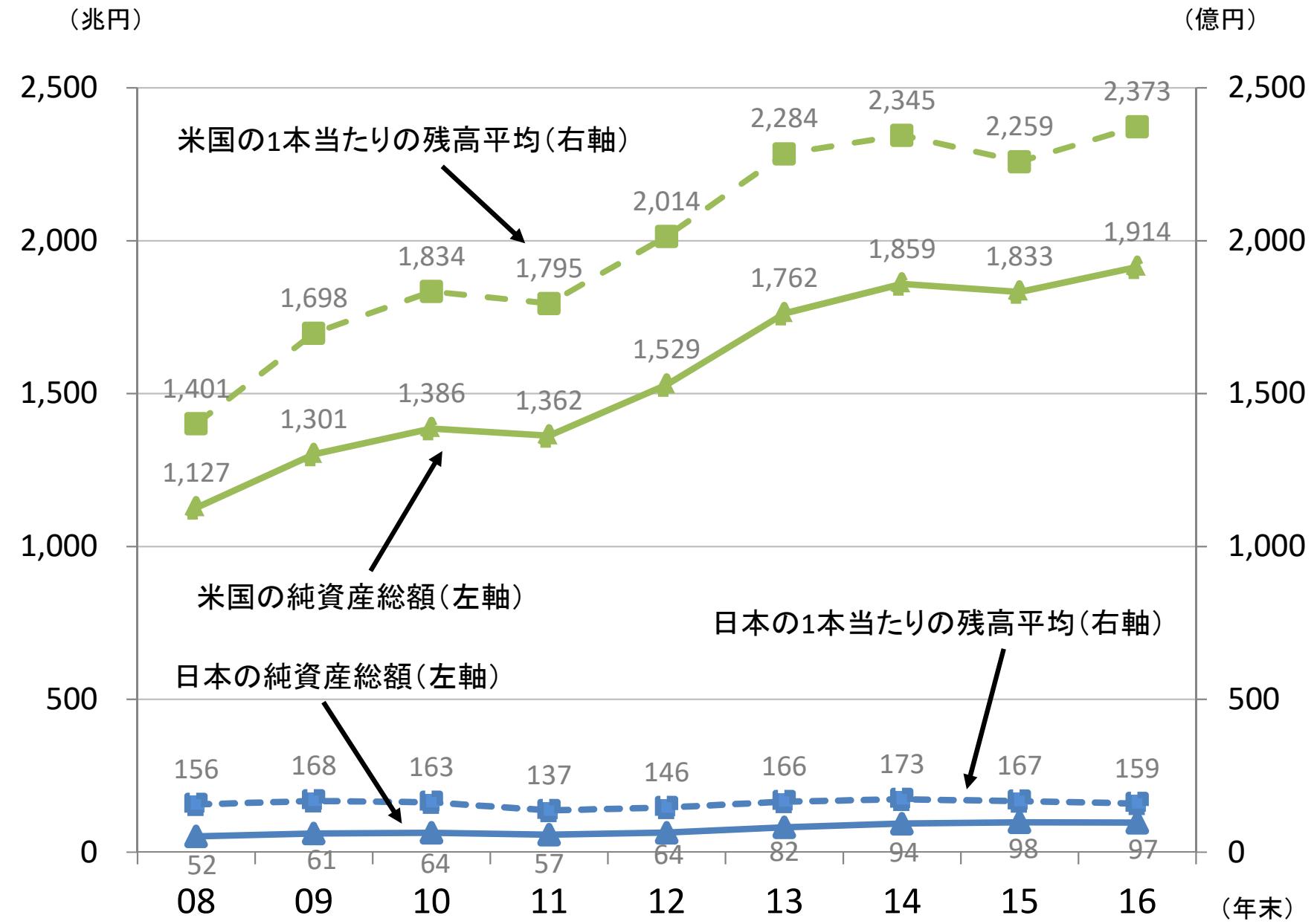


(注1) 日本の対象投資信託は、公募株式投資信託。

(注2) 米国の対象投資信託は、Mutual Fund IndustryのうちのLong-term funds。

(資料) 投資信託協会、及び米国投資信託協会

日米の投資信託の純資産総額と1本あたりの残高比平均推移の推移

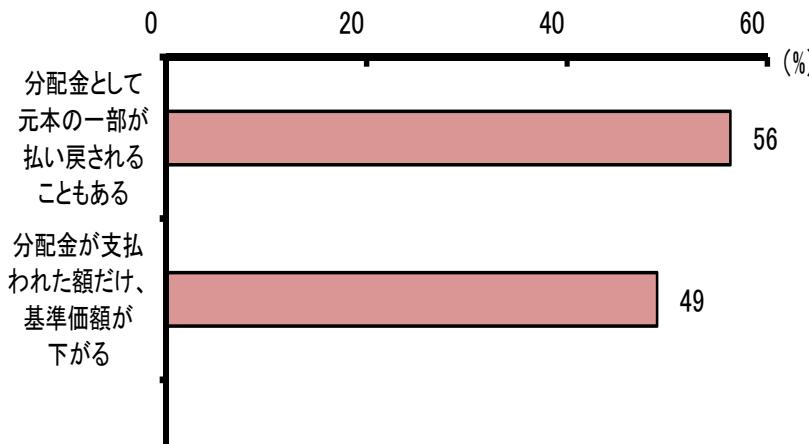


(注)2016年12月末の為替レート、1ドル=117.11円にて換算。

(資料)投資信託協会、米国投資信託協会(Investment Company Institute)

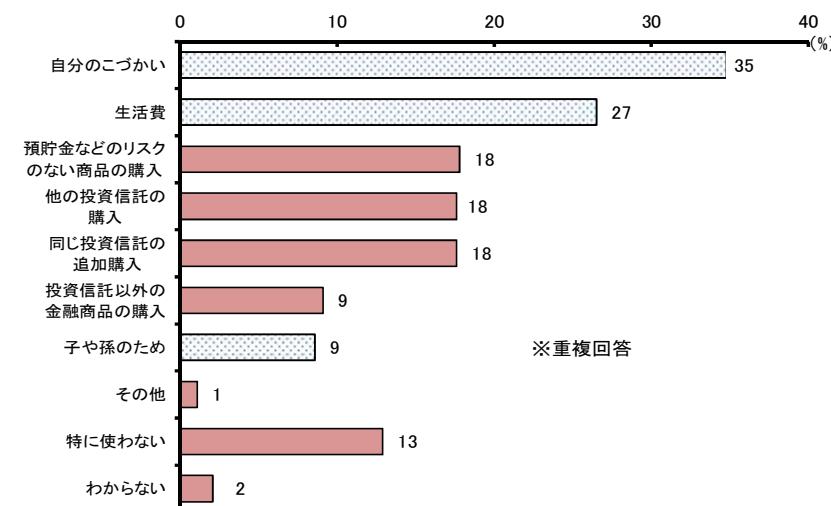
投資信託の販売状況

毎月分配方投資信託保有者の分配金に対する認知度



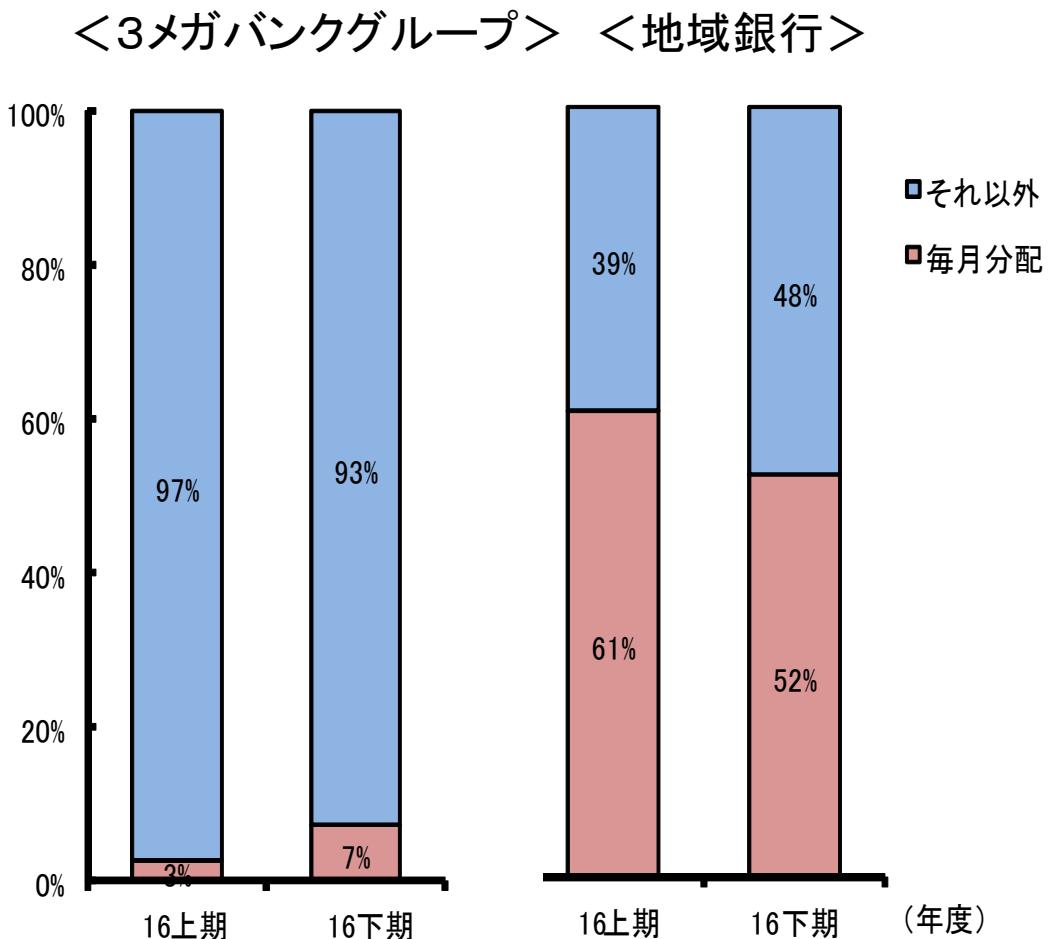
(資料)投資信託協会より、金融庁作成。

毎月分配方投資信託保有者の毎月分配金の使用目的



(資料)投資信託協会より、金融庁作成。

販売額の多い積立投資信託における毎月分配型の割合



(注1)積立投資信託を取り扱っている3メガバンクグループ4行及び地域銀行9行へのヒアリングベース。

(注2)各行の販売額上位5銘柄をベースに算出。

(資料)金融庁

(1) 「顧客本位の業務運営」の確立と定着

2017年3月
「顧客本位の業務運営に関する原則」を公表



- 「原則」の定着に向け、金融機関の取組みの「見える化」を促進
 - ✓ 金融機関間で**比較可能なKPI等**の公表
(**長期的にリスク・手数料等に見合ったリターン**を提供しているかなど)
 - ✓ 金融機関へのモニタリング
 - 把握した結果について、**全体の傾向や取組み事例**等をとりまとめ公表
 - 金融機関が掲げる顧客本位の**取組方針**が、多数の営業担当者を擁して需要を掘り起こす「プッシュ型」といわれる営業体制下で実現可能か、分析・検証

(2) 長期・積立・分散投資の推進

2018年1月
つみたてNISAの開始



- 官公庁や民間企業への横展開を視野に、**金融庁において職場つみたてNISA**を導入
- 職場つみたてNISAの導入と連携した**投資教育**の推進
- **新たな情報発信チャネル**の活用 (個人ブロガー等との意見交換、ネットメディアへの情報発信)

(3) 退職世代等に対する金融サービスのあり方の検討

退職世代等が
家計金融資産の
6割を保有



- 退職世代等の様々な状況を踏まえ、**金融資産の運用・取崩し**をどのように行い、幸せな老後につなげていくか、金融業はどのような貢献ができるのか検討

経緯及び背景

平成28年12月22日に公表された、金融審議会市場ワーキング・グループ報告において、以下のような内容が示された。

- これまで、金融商品の分かりやすさの向上や、利益相反管理体制の整備といった目的で法令改正等が行われ、投資者保護のための取組みが進められてきたが、一方で、これらが最低基準(ミニマム・スタンダード)となり、形式的・画一的な対応を助長してきた面も指摘できる。
- 本来、金融事業者が自ら主体的に創意工夫を発揮し、ベスト・プラクティスを目指して顧客本位の良質な金融商品・サービスの提供を競い合い、より良い取組みを行う金融事業者が選択されていくメカニズムの実現が望ましい。
- そのためには、従来型のルールベースでの対応のみを重ねるのではなく、プリンシップベースのアプローチを用いることが有効であると考えられる。具体的には、当局において、顧客本位の業務運営に関する原則を策定し、金融事業者に受け入れを呼びかけ、金融事業者が、原則を踏まえて何が顧客のためになるかを真剣に考え、横並びに陥ることなく、より良い金融商品・サービスの提供を競い合うよう促していくことが適当である。



- 平成29年1月19日、金融審議会市場ワーキング・グループ報告を踏まえ、金融庁において、「顧客本位の業務運営に関する原則(案)」をとりまとめ、公表(パブリックコメント期間: 平成29年1月19日～2月20日)。
- 平成29年3月30日、金融庁において、「顧客本位の業務運営に関する原則」及び「『顧客本位の業務運営に関する原則』の定着に向けた取組み」を公表

1. 顧客本位の業務運営に関する方針の策定・公表等



2. 顧客の最善の利益の追求

3. 利益相反の適切な
管理

4. 手数料等の明確化

5. 重要な情報の
分かりやすい提供

6. 顧客にふさわしい
サービスの提供

7. 従業員に対する適切な動機づけの枠組み等

1. 金融事業者の取組みの「見える化」

- 各金融事業者においては、顧客本位の業務運営の定着度合いを客観的に評価できるようにするための成果指標(KPI)を、取組方針やその実施状況の中に盛り込んで公表するよう働きかけ
- 本年6月末から当面四半期ごとに、取組方針を策定した金融事業者の名称とそれぞれの取組方針のURLを集約し、金融庁ホームページにおいて公表

3. 顧客の主体的な行動の促進

- 実践的な投資教育・情報提供の促進
 - 投資初心者向けの教材を関係者で作成し、広く活用
 - 商品比較情報等の提供のあり方について、ワーキンググループを設置し、議論を整理
- 長期・積立・分散投資を促すためのインセンティブ
 - 積立NISA対象商品の商品性の基準の公表
 - 上記を踏まえ、長期・積立・分散投資に適した投資信託の提供促進

2. 当局によるモニタリング

- 金融事業者における業務運営の実態を把握し、ベスト・プラクティスを収集
- 収集されたベスト・プラクティスや各事業者が内部管理上用いている評価指標などを基に、金融事業者との対話を実施。「原則」を踏まえた取組みを働きかけ
- 各金融事業者の取組方針と、取組みの実態が乖離していることは無いか等について、当局がモニタリングを実施
- モニタリングを通じて把握した事例等については、様々な形での公表を検討

4. 顧客の主体的な行動を補う仕組み

- 第三者的な主体による金融事業者の業務運営の評価
 - 客観性、中立性、透明性が確保される形での、民間の自主的な取組みを引き続き促進
- 顧客にアドバイス等を行う担い手の多様化
 - 販売会社等とは独立した立場でアドバイスする者などに対する顧客のニーズに適切に対応できるよう必要な環境整備

1. 原則を採択した金融事業者数

- 金融事業者の取組みの「見える化」に関し、取組方針を策定した金融事業者の名称等を定期的に金融庁ウェブサイトにおいて公表。
- 「顧客本位の業務運営に関する原則」(2017年3月公表)を採択し、取組方針を公表した金融事業者について、業態別に分類した結果は、以下のとおり。
 - 主要行、大手生保、大手証券、大手運用会社、地域銀行など、合計935の金融事業者が採択。
 - 都市銀行等 : 67
 - 地方銀行等 : 118
 - 協同組織金融機関等 : 107
 - 保険会社等 : 189
 - 金商業者等 : 452
 - 金融会社 : 1
 - その他 : 1
 - 合計:935 (2017年12月末時点)

2. 成果指標(KPI)の策定状況

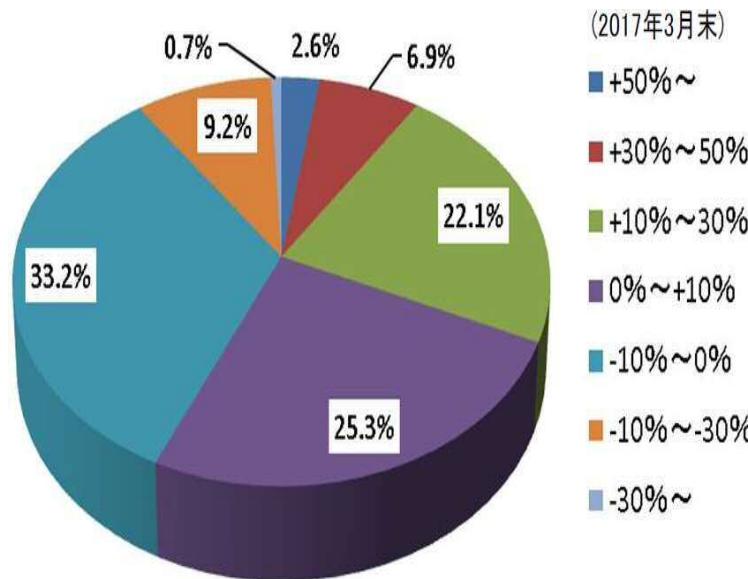
- 取組方針の公表に際し、顧客本位の業務運営の定着度合いを客観的に評価するための成果指標(KPI)についても、一定数の金融事業者が公表。
- KPIの内容については様々だが、その中には投資信託の販売方針等を踏まえて、その金融事業者が目指す販売等の方向が相当程度端的に示されると考えられる好事例もみられる。また、こうした好事例なども踏まえ、内容を改善させる動きもみられている。

(好事例)

 - ✓ 投資信託の運用損益別顧客比率
 - ✓ インベスターリターンと基準価額の騰落率との差
 - ✓ 投資信託の販売額上位商品、その販売額/構成比
 - ✓ 投資信託における長期・積立・分散投資の状況
 - 平均保有年数
 - 販売に占める積立投資信託の割合
 - コア商品比率
 - 資産形成に資する投資信託(つみたてNISA採用予定)の残高
 - ✓ 投資信託販売に占める毎月分配型販売額/構成比
 - ✓ 投資信託残高に対する分配金の割合
 - ✓ 投資信託の販売額に占める自社グループ商品の比率
- 引き続き、まだ取組方針やKPIを公表していない金融事業者にはその公表が、既に公表している金融事業者には、必要に応じてその更なる改善が、それぞれ求められる。

顧客本位の業務運営の定着度合いに関する成果指標(KPI)の好事例①

✓ 投資信託の運用損益別顧客比率



✓ 投資信託の販売額上位商品

<2012年度(銀行)>

順位	ファンド名	グループ
1	エマージング・プラス・成長戦略コース	
2	エマージング・ハイ・イールド・ボンド・ファンド・ ブラジルレアルコース	
3	グローバル・ハイ・イールド・ボンド・ファンド	
4	SMBC・日興ニューワールド債券ファンド (ブラジルレアル)	O
5	GSハイ・イールド・ボンド・ファンド	
6	SMBC・日興ニューワールド債券ファンド(円)	O
7	スマート・ストラテジー・ファンド	
8	グローバルCBオープン・円コース	
9	エマージング・プラス・円戦略コース	
10	グローバルCBオープン・高金利通貨コース	

<2012年度(日興)>

順位	ファンド名	グループ
1	日興グラビティアメリカズ・ビアメリカズ	
2	日興・新経済成長国エクイティ・ファンド	O
3	日興JFアジア・ディスカバリー・ファンド	
4	日興UBS米国成長株式リスクコントロール	
5	フィデリティ・USリートB ヘッジなし	
6	日興ビムコハイインカム毎月 トルコ	
7	日興DWSグローバル金融機関パッケージクラスB	
8	日興グラビティ・ファンド	
9	J-REIT・リサーチ(毎月決算型)	
10	日興BNYメロン利回り債券3分法ファンド 毎月分配型(ヘッジあり)	

✓ インベスターイターンと基準価額の騰落率との差

■インベスターイターンと基準価額騰落率の差

※ 当社では、生活者の経済的自立の実現のためには、目的に合った商品を選択することに加えて、積立て購入を行うことなどにより相場の状況に左右されることなく、計画的に購入することが重要であると認識しているため、基準価額の騰落率だけでなく、お客様の運用による成果を測る指標であるインベスターイターンを重視しています。

インベスターイターン:(お客様の運用による成果を測定するための指標)

日々のファンドへの純資金流出入額と、期首及び期末のファンドの純資産額から求めた内部收益率を年率換算したもの。(販売委託分を含みます)

基準価額騰落率:(資金の流入出状況に依らないファンドの運用成果を測定するための指標)

ファンドの基準価額の変化率を年率換算したもの。

<2016年度下期(銀行)>

順位	ファンド名	グループ
1	ファンドラップ	
2	アムンディ・ダブルウォッチ	
3	GS・米国REITファンドBコース(為替ヘッジなし)	
4	フィデリティ・USハイ・イールド・ファンド	
5	三井住友・豪ドル債ファンド	O
6	アジア好利回りリート・ファンド	O
7	コーポレート・ボンド・インカム(為替ヘッジなし)	O
8	三井住友・225オープン	O
9	GSフォーカス・イールド・ボンド	
10	米ドル建て償還時ターゲット債券ファンド201703	

<2016年度下期(日興)>

順位	ファンド名	グループ
1	ファンドラップ	
2	GSグローバルピッグデータ投資戦略Bなし	
3	LMオーストラリア高配当株(毎月分配型)	
4	グローバルAIファンド	O
5	GSグローバルピッグデータ投資戦略Aあり	
6	新興国社債オープン 円ヘッジ毎月分配型クラスB	
7	アセットアロケーションF(安定型)	O
8	日興グローバル金融機関ハイブリッド証券 ファンド(クラスB)	
9	フィデリティ・USリートB ヘッジなし	
10	アセットアロケーションF(安定成長型)	O

※黄色網がファンドラップ・バランスファンド ※グループは運用会社がSMAMの場合

顧客本位の業務運営の定着度合いに関する成果指標(KPI)の好事例②

✓ 投資信託の販売額上位商品の販売額/構成比

[29年6月:第一四半期]

ファンド名	件数	(百万円)
新光US-REITオープン(毎月)	340	179
しんきんインデックスファンド225	174	89
しんきんリートオープン(毎月)	189	84
ワールド・インフラ好配当株式ファンド(毎月)	105	76
しんきん3資産ファンド(毎月)	132	43
その他	567	153
合計	1,507	624



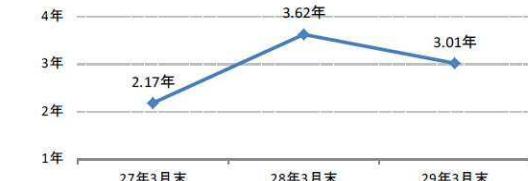
✓ 投資信託における長期・積立・分散投資の状況

<長期投資>

	27年3月末	28年3月末	29年3月末
平均保有年数	2.17年	3.62年	3.01年

注)公社債型除く。

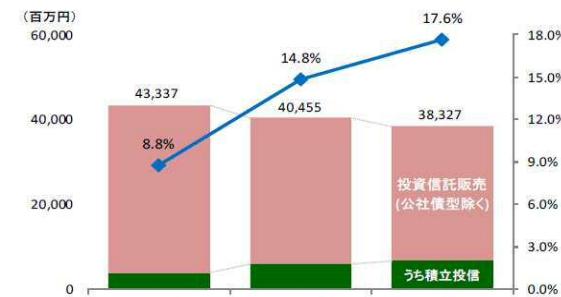
注)算出方法は、当年度中の平均残高÷当年度中の解約額。



<積立投資>

	26年度	27年度	28年度
販売に占める 積立投信の割合	8.8%	14.8%	17.6%

注)公社債型除く。

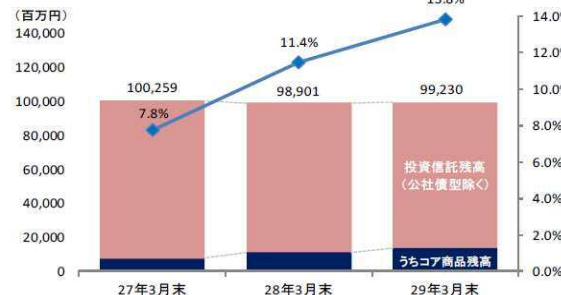


<分散投資>

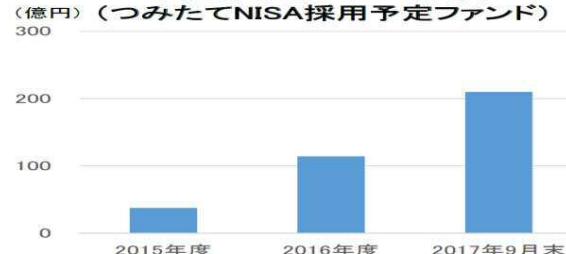
	27年3月末	28年3月末	29年3月末
コア商品比率	7.8%	11.4%	13.8%

注)公社債型除く。

注)コア商品とは、当行の基準により選定したバランス型ファンドを中心とした中長期での運用に適した商品。

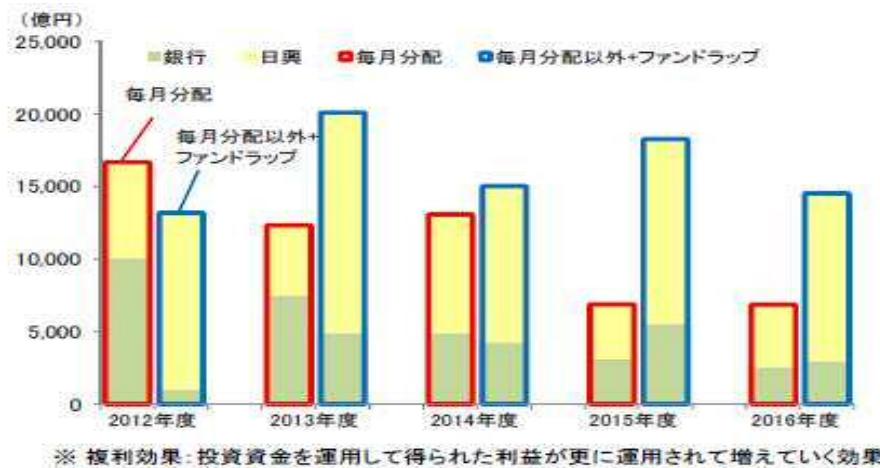


資産形成型ファンド残高
(億円) (つみたてNISA採用予定ファンド)



顧客本位の業務運営の定着度合いに関する成果指標(KPI)の好事例③

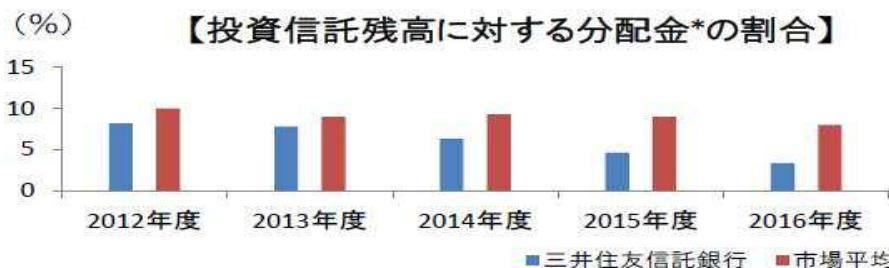
✓ 投資信託販売に占める 毎月分配型販売額/構成比



✓ 投資信託販売額に占める 自社グループ商品の比率



✓ 投資信託残高に対する分配金の割合



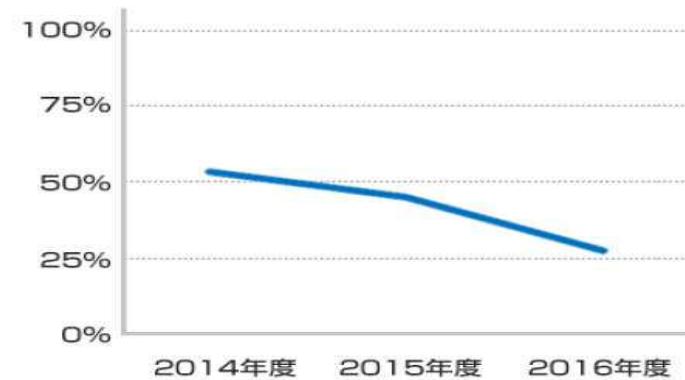
・長期的な資産形成のニーズに対して、分配頻度が少ない商品をご提案しており、投資信託残高に対する分配金の割合は市場平均より低く推移しております。

※上記グラフは、各年度に支払われた分配金額の、公募投資信託残高(月次平均)に対する割合を示しています。

市場平均は、投資信託協会が公表する統計データに基づき算出しています。

分配金とは、三井住友信託銀行が販売会社となる公募投資信託の分配金を指します。
公募投資信託には、投資一任商品、DCプラン専用投資信託等を含みます。

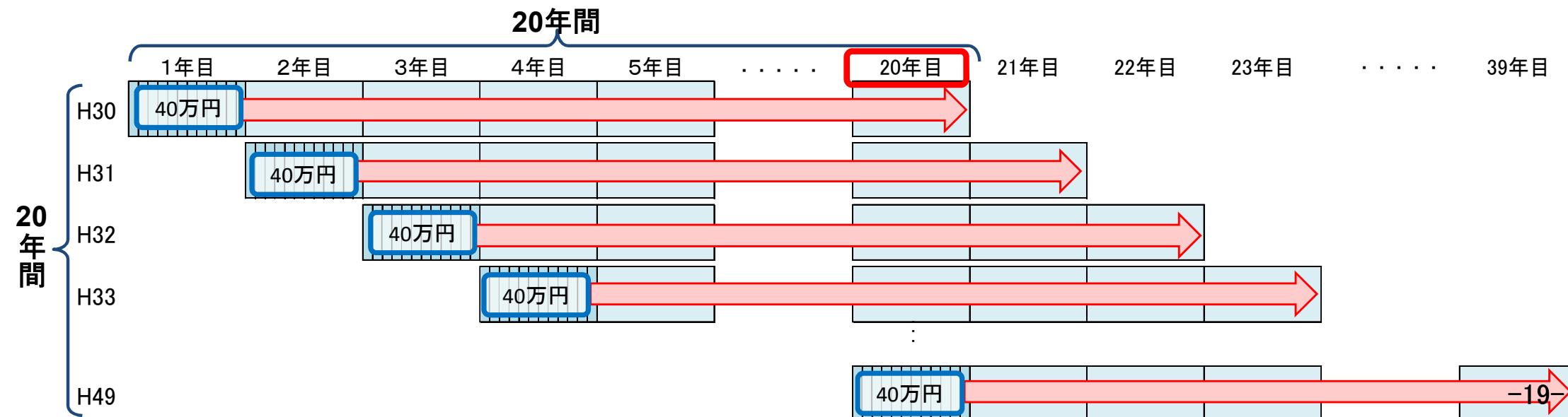
岡三アセットマネジメントの投資信託販売比率 [本方針3の取組状況について]



※当社が販売する公募投資信託のうち、グループ会社である岡三アセットマネジメントの投資信託の販売金額の割合を示しております。

つみたてNISAの概要

非課税投資枠等	年間投資上限額: 40万円 、非課税保有期間: 20年間 、投資可能期間: 平成30年～49年 (20年間)
投資対象商品	<p>公募株式投資信託の場合、以下の要件をすべて満たすもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 販売手数料はゼロ（ノーロード） ○ 信託報酬は一定水準以下（例：国内株のインデックス投信の場合 0.5%以下）に限定 ○ 顧客一人ひとりに対して、その顧客が過去1年間に負担した信託報酬の概算金額を通知すること ○ 信託契約期間が無期限又は20年以上であること ○ 分配頻度が毎月でないこと ○ ヘッジ目的の場合等を除き、デリバティブ取引による運用を行っていないこと
投資方法	契約に基づく定期かつ継続的な方法による買付け
現行NISAとの関係	一般NISAと 選択 して適用可能
受付・購入	買付開始: 平成30年1月1日（受付開始: 平成29年10月1日）



既存のすべての投資信託

- 既存の投資信託の大半は、長期の積立・分散投資による資産形成に不向き。
- - 短期的な運用のもの（信託期間20年未満のものが全体の約8割）
 - 手数料の高いもの（販売手数料の平均2.5%）
 - 毎月分配型のもの（売れ筋商品の約9割）
 - レバレッジをかけたもの（日経225の2～3倍の値動き）
- 等は、つみたてNISAの対象から除外。



つみたてNISAの対象商品

- **一般的なインデックス投信（パッシブ運用）を基本。**
例) 国内外の株式・債券に分散してインデックス投資をするもの、日経225等にインデックス投資をするもの
- **アクティブ運用投信は、例外的に、継続して投資家に支持・選択され、規模が着実に拡大しているもののみ対象。**
- **金融庁への届出制。**
- **販売手数料は0%。**
- **毎年の運用管理費用にも上限**（国内インデックス投信は0.5%等）を設け、低コストの商品に限定。
- **運用管理費用の金額は、毎年、投資家に通知。**
- 販売会社は、**提供する商品がどのような顧客に適しているか等を公表し説明。**

つみたてNISAの対象

つみたてNISA対象の公募投信の商品分類(11月8日時点)

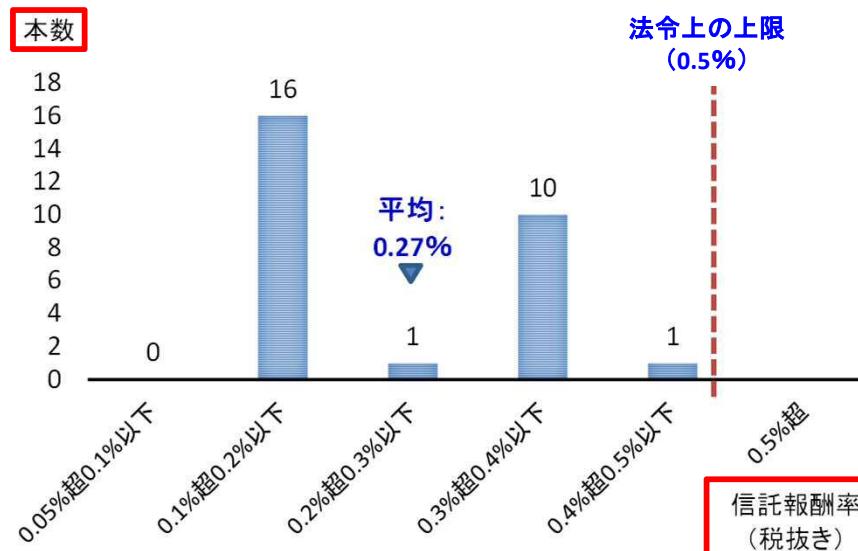
つみたてNISA対象：117本 (51本)

※公募投信全体：約5,000本

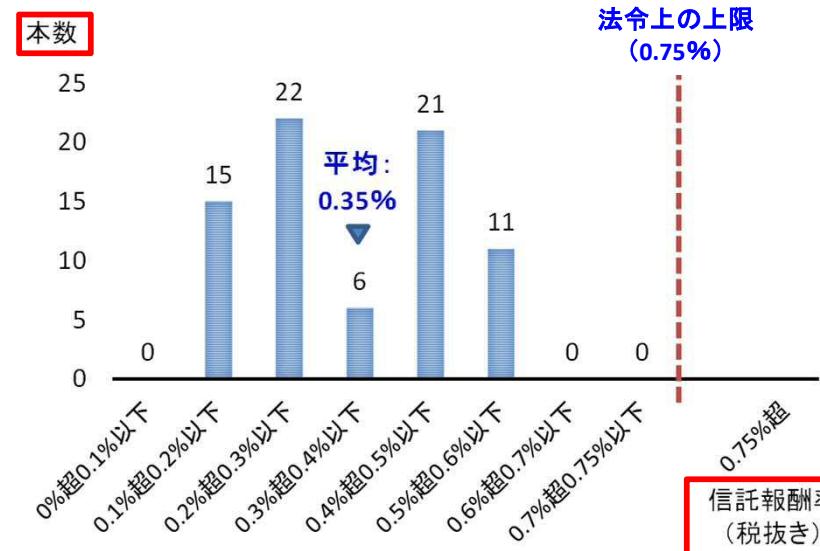
	国内	内外	海外
株式型	(20本) ↓ 32本	(0本) ↓ 2本	(20本) ↓ 32本
資産複合型	(0本) ↓ 3本	(11本) ↓ 47本	(0本) ↓ 1本

つみたてNISA対象の公募投信(インデックス投信103本)の信託報酬率の分布(11月8日時点)

投資先を国内とするインデックス投信(28本)

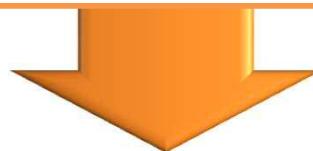


投資先を内外・海外とするインデックス投信(75本)



- 少子高齢化の進展等を踏まえ、バランスの取れたポートフォリオによる安定的な資産形成の重要性が高まっている。
- 他方、現役世代にとっては、「きっかけがない」、「方法がわからない」、「時間が無い」等の理由から、投資を通じて資産形成に取り組むことは容易ではない。

- ✓ つみたてNISAは、少額からの長期・積立・分散投資に特化し、投資未経験者などが資産形成を始めるのに適している制度。
- ✓ 身近な場(職場)で、つみたてNISAを開始するきっかけが得られる環境を整えることにより、現役世代も資産形成に取り組みやすくなる。
- ✓ 併せて、つみたてNISAをきっかけに、職場において金融・投資教育を受けられることは有益。



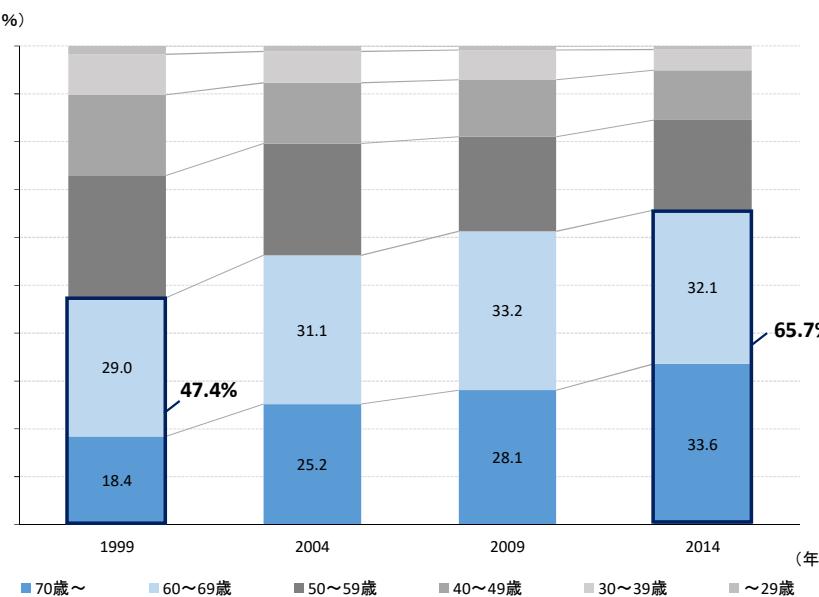
まずは金融庁において、「職場つみたてNISA」を導入。(他省庁・地方自治体、更には民間企業における普及も視野)。来年1月のつみたてNISA開始に併せて、職員による買付けを可能とする。

※ 併せて、同様に長期・積立投資に適したiDeCoも提供。

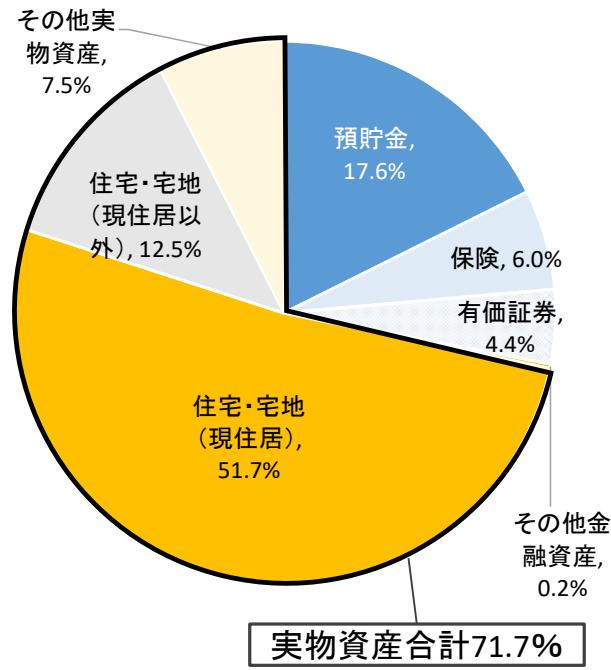
退職世代等に対する金融サービスのあり方の検討①

- 近年、金融庁では、つみたてNISA等、若年世代の資産形成を意識した施策に取り組んできた。一方で、家計金融資産における退職世代等の保有割合が年々上昇(2014年時点では、金融資産の約3分の2を世帯主年齢が60歳以上の世帯が保有)しており、退職世代等に対する取組みの重要性が増していくと考えられる
- 世帯主が60代の世帯は、金融資産の他にも住宅・宅地などの実物資産を多く保有しているものの、住宅ローン等を控除した金融純資産を見ると、例えば1千万円に届かない世帯が半数近くを占めている

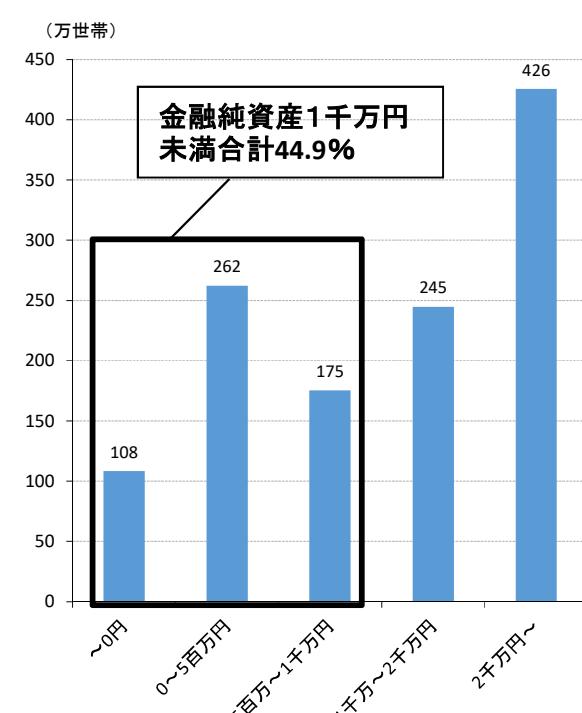
金融資産の年齢階級別割合の推移



世帯主が60代の世帯の資産構成



世帯主が60代の世帯の金融純資産の分布



(出典)総務省「全国消費実態調査」(平成11, 16, 21, 26年)より、金融庁作成

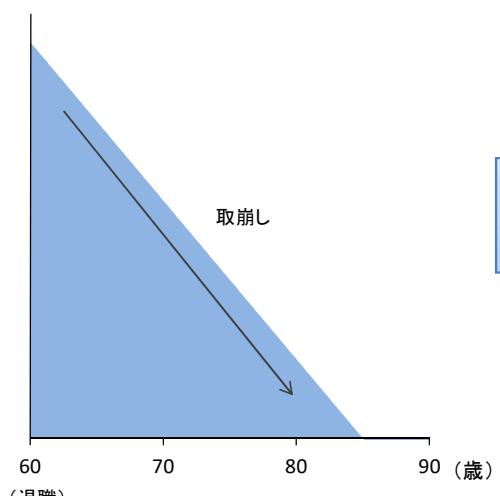
退職世代等に対する金融サービスのあり方の検討②

- 長寿化の進展により、現在60歳の人の25%が95歳まで、10%近くが100歳まで生きると推計されており、「人生100年時代」を考えた際に、金融資産が十分でない退職世代等も一定程度存在する可能性
- このような退職世代等が長期にわたって不安なくゆとりある生活を維持していくためには、退職後もそれぞれの状況に適した資産の運用と取崩しを含めた資産の有効活用が計画的に行われる必要
- 併せて、上記の資産の運用等を安心して行うためにも、フィナンシャル・ジェロントロジー(金融老年学)の進展も踏まえ、よりきめ細かな高齢投資家の保護について検討する必要
- また、企業経営者の多くが60代、70代となる中、事業承継に伴う資産の移転を円滑に行えるようサービスの充実が図られることも重要
- 退職世代の金融資産の運用・取崩しをどのように行い、幸せな老後につなげていくか及びそれにふさわしい金融商品・サービスの開発・提供のあり方等について、外部有識者の知見も活用しつつ、検討を進める

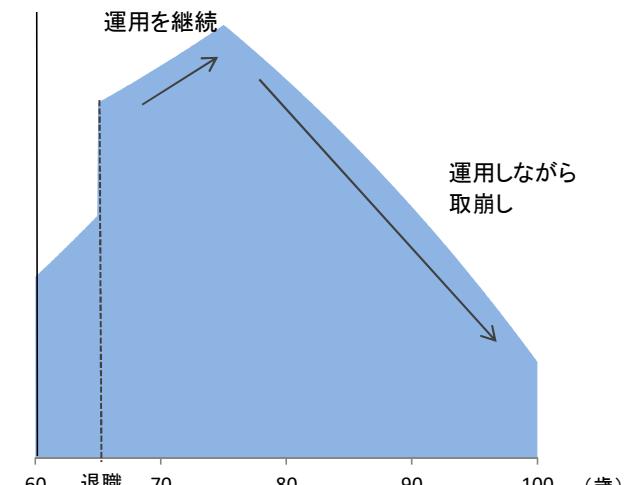
現在60歳の人のうち各年齢まで生存する人の割合

80歳	78.1%
85歳	64.9%
90歳	46.4%
95歳	25.3%
100歳	8.8%

退職後の資産の運用・取り崩しのイメージ



退職後資産運用を行わずに
直ちに取り崩す場合



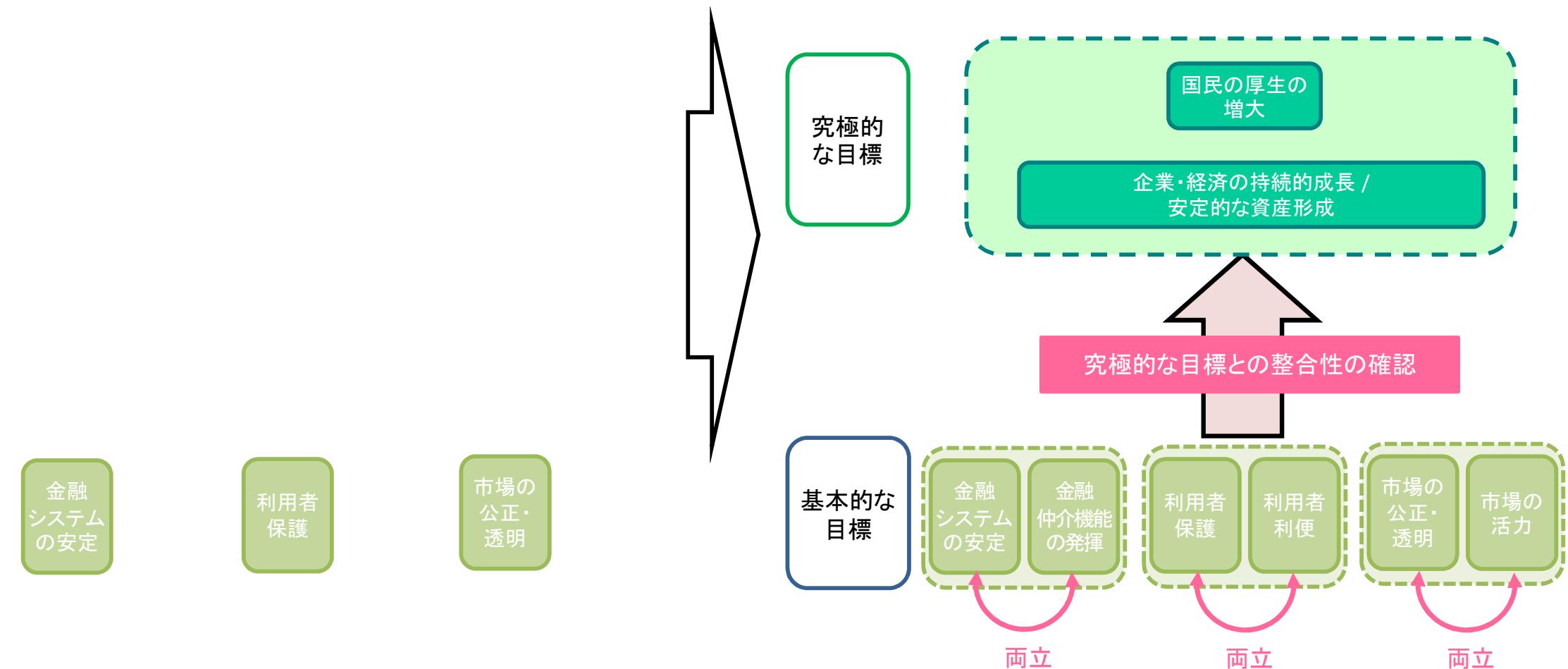
退職後、運用しながら取り崩す場合 -24-

II 検査・監督の見直し、金融庁の組織の見直し等

金融行政の目標 (安定重視から安定と成長の両立へ)

➤ 安定、保護、公正・透明に集中

- 安定と仲介、保護と利便、公正・透明と活力のバランスを重視
- 究極的目標との整合性を確保



形式

- 担保・保証の有無やルール遵守の証拠作りを必要以上に重視

過去

- 足元のバランスシートや過去のコンプライアンス違反を重視

部分

- 個別の資産査定に集中、問題発生の根本原因の究明や必要な対策の議論を軽視



実質

- 最低基準(ミニマム・スタンダード)が形式的に守られているかではなく、実質的に良質な金融サービスが提供できているか(ベスト・プラクティス)へ

未来

- 過去の一時点の健全性の確認ではなく、将来に向けたビジネスモデルの持続可能性があるか
- 「リスクと自己資本のバランス」だけでなく、収益とのバランスも重視

全体

- 特定の個別問題への対応に集中するのではなく、真に重要な問題への対応が出来ているか

<1998年 金融監督庁 発足>

- ・ 大蔵省から、「検査」「監督」を分離

<2001年 金融庁 発足>

- ・ 「**不良債権問題等**」への対応
⇒ 厳格な資産査定等の検査・監督



不良債権問題等も収束し、
金融行政が抱える課題も変化

- ・ 金融仲介機能の一層の発揮
- ・ 家計の安定的な資産形成の促進
- ・ 技術革新等に対応する制度設計 等

新しい課題に的確に対応するため

[強化すべき機能]

- ・ 国内外の経済情勢等の変化に対応した**金融行政の総合的な戦略の立案**
- ・ 金融行政の諸課題への的確な対応に向けた**金融行政の専門性・質の向上**
- ・ 金融機関との質の高い対話を通じた**金融機関のベスト・プラクティスの追求**



こうした機能を強化する
組織に見直す必要

(1)金融行政の戦略立案機能の強化

- 金融行政全体を俯瞰し、全庁的な金融行政の戦略立案・総合調整機能を強化

(2)金融行政の専門性の向上

- 金融システム全体のリスクや業態横断的な課題に対応するため、専門分野別チーム（市場分析・IT・リスク管理等）の機能を強化

(3)市場行政を含めた企画能力とフィンテック対応の強化

- フィンテックや市場機能の強化など、技術の進展等に応じた制度などの施策の企画能力を一層強化

(4)各業態毎の検査・監督の一体化

- 各金融機関と効果的・効率的な対話をを行うため、検査の業態別チーム（オン）と監督局（オフ）を一体化

新旧組織図(案)

